

# 判決書教材を活用した安全教育の教材開発とプログラム化

蜂須賀 洋 一\*・新 福 悦 郎\*\*

(令和元年8月30日受付；令和元年12月17日受理)

## 要 旨

本研究では、児童生徒が多岐にわたる危険を想定し、それらを回避できる力を育成する安全教育を構築するために、過去の事例である民事訴訟裁判例における判決書を教材化し、その教材を活用した授業プログラムを開発した。具体的には、学校保健安全法に掲げている「事故、加害行為、災害等」に関する内容で、児童生徒が被害者となる事故だけでなく、自転車事故、情報ネットワークによる中傷、いたづら、いじめ等、加害行為に関する内容を想定した教材開発が可能となった。また、安全教育の指導方法としては、過去の具体的な事故事例から教訓を得る学びで、アクティブ・ラーニングを通して、安全上の問題点を指摘し、危険回避について今後の生活に活かせるような意思決定の場を組み込んだ授業プログラムを開発した。

## KEY WORDS

学校事故 判決書教材開発 安全教育プログラム 危険予測・回避能力

## 1 はじめに

学校管理下における死亡や障害を伴う重篤な事故等の発生件数は、学校保健安全法の制定や心電図義務化、AEDの普及など様々な要因から、1980年代と比較しても大きく減少してきた。しかし、近年、地震や豪雨等の自然災害における状況の変化や、交通事故や犯罪等の社会的な情勢の変化に加え、スマートフォンやSNSの利用のトラブルなど新たな課題が次々と顕在化し、学校現場にとって児童生徒の安全・安心な環境を確保することは不可欠となっている。2017年「第2次学校安全の推進に関する計画」(閣議決定)では、「学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指す」とし「系統的・体系的で実践的な安全教育を実施する」ことなど具体的方策が提唱された。一方、学校管理下の災害医療給付件数は、1980年代と比較して増加傾向であり、そのため学校安全の役割は、ますます重要なものになってきている<sup>(1)</sup>。

2008年、学校安全に関わる条項を独立させた「学校保健安全法」が成立し、以降も学校安全に関する様々な改善施策がなされてきた。2010年、『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』(文部科学省)<sup>(2)</sup>では、「自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成する」ことなどが学校安全の意義として示された。2012年「第1次学校安全の推進に関する計画」では、「安全に関する知識、行動する力が課題である、指導時間の確保と教育手法、指導体系の整理が必要である」と学校における安全教育の課題が示された。また、同年7月には「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」の最終報告を出し、防災教育のより一層の重要性を唱えている。2016年、「学校事故対応に関する指針」を示し、危険等発生時対処要領の改善・改良を求めるなど学校事故対応の在り方が提言された。さらに2019年、学校における安全教育の充実と適切な安全管理に役立てられることを目的として、改訂版『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』が発刊された。

このような学校安全を重視している国の施策ではあるが、原・渡邊(2009)が「近年の学校安全教育において、危険予測・回避能力が重要な概念となってきた。しかし交通安全教育を除くと、危険予測・回避能力の育成を目指した実践は少なかった。」<sup>(3)</sup>と指摘しているように、児童生徒の安全を脅かす多岐にわたる様々な要因の分析と、それに対応する危険を回避する資質・能力を育成する教育の研究・実践は、十分になされているとはいえない。また、堀井(2016)は、「『学校安全』に関する知識や意識を高めていける機会を教育課程上に位置づけていくことが必要で…継続的に安全教育・学習を展開していくことが求められる」と指摘し<sup>(4)</sup>、学校現場で様々な危険に対応した計画的・継続的な学校安全の取組を推奨している。

現在、児童生徒の安全を脅かすものとして、様々な危険が想定されている。また、想定を超えた危険も出てくる。

学校内の安全を確保するために、児童生徒が、日常生活で起こりうる様々な事故の内容や発生原因を理解し、危険を回避できるような資質・能力を育成する安全教育の研究・実践は、喫緊の課題と考える。

## 2 先行研究・安全教育の実践

### 2.1 安全教育に関する研究・実践

安全教育の先行研究や授業実践を、本研究に関連する教材開発や授業プログラムの視点から検討する。関根ら(2006)は、学級活動において危険予測訓練の手法を取り入れ、安全指導プログラムの開発を行っている<sup>(5)</sup>。柿原・高原(2007)は、理科実験などにおける危険予測・回避能力の育成を図る教材開発を試みている<sup>(6)</sup>。また、渡邊(2007)は、危険予測・回避能力の育成に注目した安全教育や防災教育の授業開発の研究を行っている<sup>(7)</sup>。戸田(2015, 2017)は、学校安全・危機管理の理論とともに「地域安全マップづくりの授業」などの授業実践例を紹介している<sup>(8)</sup>。生活安全については、大阪教育大学附属池田小学校が「安全科」を創設し、実践を展開してきた。WHOによるISS(International Safety School)の認証を受けた安全教育を展開する学校が、2016年3月現在で23校ある。交通安全については、交通安全教室に関連する実践が蓄積されてきた。災害安全についても東日本大震災後、研究や実践は深まりを見せている(堀井2016)<sup>(9)</sup>。独立行政法人日本スポーツ振興センターは、データをもとに指導教材を作成し、授業活用を促している。また、文部科学省は、小学生向けの交通安全教育の教材を作成し、危険予測学習(KYT)を保健体育等の学習で推進している。そして、各地域の実践事例を集め、安全教育の充実のための情報を発信している。

このように、安全教育に関する研究、授業実践ともに蓄積されてきた一方で、学校内の多岐にわたる危険の回避という観点から見ると、学校保健安全法に記されている「事故、加害行為、災害等」、特に児童生徒による加害行為まで取り入れた安全教育の教材開発や授業プログラムの研究・実践は、管見の限り見られない。

### 2.2 安全教育に関する領域内容や指導方法

まず、安全教育の領域内容を確認する。文部科学省発刊の最新版『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』(2019)では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する内容が示されている。「生活安全」は、学習時における危険、登下校や家庭生活などにおける危険、学校や地域社会での犯罪被害の防止など多岐にわたっているが、学校保健安全法には、児童生徒に生ずる危険として「事故、加害行為、災害等」が示されている。その中の加害行為について、坂田(2018)は「いじめや暴力行為などの児童生徒同士による傷害行為も含まれる点に注意を払う必要がある」と言及している<sup>(10)</sup>。実際に中学校の傷害事故の原因として、悪ふざけやけんか、遊び中のトラブルなどが少なくないことが指摘されている<sup>(11)</sup>。しかし、「生活安全」の目標・内容例や計画例の中に児童生徒による加害行為は、挙げられていない。藤井ら(2002)は、安全能力論は「どちらかといえば事故から身を守る被害者の立場から見る傾向が強かった」と指摘し、「加害者にならないための教育を重視すること」の必要性を提唱している<sup>(12)</sup>。安全教育に関する資質や内容として、児童生徒の身近に起こりうる加害行為やその責任についても検討する必要があると考える。

次に、安全教育の指導方法としては、過去の事件事例を教材として学ぶことで、教訓として活かす試みが見られる。また、具体的な実践として、体験型や訓練型、ゲストティーチャーを招いた講話型、危険予測学習(KYT)シートを活用した参加型学習等、様々な方法が散見する。「第2次学校安全の推進に関する計画」(2017)では、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善を踏まえつつ、児童生徒の適切な意思決定や行動選択につながる指導の工夫改善を具体方策として掲げている。

### 2.3 これまでの裁判事例の活用

本研究は、安全教育の課題に対して、裁判事例の判決書を教材化した授業プログラムを提案する。新福(2018)は、いじめ問題関係の判決書教材を開発・活用したいじめ授業について、いじめ態様や犯罪性の理解だけでなく、加害者や被害者、周囲の同級生の対応、被害者救済の法的措置、学校教師・保護者の義務などの学習内容があることを明らかにした<sup>(13)</sup>。蜂須賀(2006)は、裁判事例の判決書を活用することで「①子どもたちに最悪の事態を想定させて、安心して学ぶ環境を守る法的実践力を高める可能性、②身近な問題行動の法的意味や責任を理解させて、安心して学ぶ環境を守る法的実践力を高める可能性、③教師や保護者の責任としての日々の指導の意義を子どもたちに納得させる可能性」があると述べ、生徒指導との関連で判決書教材の可能性について授業実践を通して示してきた<sup>(14)</sup>。

また、蜂須賀(2019a)は、児童生徒の加害行為による学校事故に関する裁判事例を考察し、過去の事例を扱う教材として安全教育に活用できる可能性を検討している。そこでは、「児童生徒間で起こる加害行為事故」をその様態

により「a 過失による加害行為」「b いたずらや嫌がらせによる加害行為」「c 暴力による加害行為」「d いじめによる加害行為」の4つに分類し、それらの判決書を教材化することで、児童生徒の「危険の発見や予測、危険行為が及ぼす自他への影響の理解」「安全規則や教師・保護者の指導の意義の理解」「安全に対する的確な思考・判断」等の資質・能力の育成と関連する可能性を示唆している<sup>(15)</sup>。

さらに、蜂須賀（2019b）は、教師の安全配慮義務が問われる学校事故に関する裁判事例を考察し、児童生徒の危険予測・回避能力を育成する安全教育に教材として活用できる可能性を検討している。ここでは、その様態から「A 学校教師の過失と児童生徒自身の過失に関連する事故」「B 学校教師の過失による事故」「C 自然災害による事故」の3つに分類し、それぞれの判決書を教材化することで、児童生徒の「事故の状況や原因、危険な行為の自他・命への影響の理解」「安全規則や教師の指導の意義の理解」「安全に関する権利や責任、自己管理についての理解」「危険の知覚・発見、結果を予測する思考力」「安全な行動へ向けて的確な思考・判断、意思決定」等の資質・能力の育成と関連する可能性を示唆している<sup>(16)</sup>。

一方、新福（2018）は、いじめ問題が加害行為を含んでおり、児童生徒の学校における安全を脅かす危機管理の一つと位置づけ、その対応に活用する判決書を活用したいじめの授業開発の研究に取り組んでいる。その中では、いじめ問題関係判決書を活用した授業が、生徒たちの学習内容として「いじめの犯罪性理解」「加害者対応の考察」「加害者対応の批判」「いじめ防止抑止の決意」などの構成要素が抽出できることを明らかにしている。

また、新福（2017）は、東日本大震災後の津波による被害を受け、損害賠償請求事件として引き起こされた民事裁判の判決書を教材化し、自然災害からの防災としての学校安全の授業開発の可能性を示した<sup>(17)</sup>。

### 3 本研究の目的と育てたい安全教育の資質・能力

#### 3.1 研究の目的

これまで教育現場での裁判事例の活用として、教師の資質向上や、いじめ防止・抑止、生徒指導等において研究対象とされてきた。本研究では、これらの研究成果を踏まえ、児童生徒が多岐にわたる危険を想定し、それらを回避できるような資質・能力を育成する安全教育を構築するために、過去の事例である民事訴訟裁判における判決書を安全教育の教材として開発するとともに、その教材を活用した授業プログラムを開発する。

#### 3.2 育てたい安全教育の能力

安全教育に関する資質・能力を確認する。最新版『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（2019）によると、児童生徒の安全に関する資質・能力を「様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること（知識・技能）」「自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること（思考力・判断力・表現力等）」「安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること（学びに向かう力・人間性等）」としている。

これらを踏まえ、本研究では、藤井ら（2002）の新たな安全能力論<sup>(18)</sup>や原・渡邊（2009）の「危険予測能力」の定義<sup>(19)</sup>等を参考に、より具体的な資質・能力として、次の12観点に整理した。知識・技能－「①事故の状況や危険な行為の自他への影響等の知識」「②事故の原因及び防止方法の知識や技能」「③安全規則や教師及び保護者の指導の意義についての理解」「④安全に関する権利や義務、自己管理・責任についての知識」、思考・判断－「⑤危険の知覚・発見、結果を予測する思考力」「⑥安全な行動へ向けての的確な思考・判断、意思決定」「⑦安全に関する情報収集・活用」、学びに向かう力・人間性－「⑧安全に関する様々な課題への関心」「⑨危険な環境の改善」「⑩安全活動への参画」「⑪望ましい安全習慣、態度」「⑫自他の生命の尊重」である。

### 4 研究の実際

#### 4.1 安全教育に関する判決書教材一覧

児童生徒が多岐にわたる危険を想定し、それらを回避できる力を育成する安全教育を構築するために、日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について、様々な事例を通して理解し、安全に行動ができるようにすることが重要である。事故の内容や原因等を理解させる事例資料としては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの蓄積データが活用できるが、本研究では、学校事故に関する民事訴訟の裁判の判決書を教材化の対象とす

る。それは、「事故の状況や原因，危険な行為の自他・命への影響の理解」や「安全規則や教師の指導の意義の理解」「安全に関する権利や責任，自己管理についての理解」「危険の知覚・発見，結果を予測する思考力」等の育成とつながる可能性による<sup>(20)</sup>。学校事故裁判は，近年増加傾向にある。授業中や休憩時間，部活動等，様々な場面で起きた事故に関して，公立学校の教師に対しては，国家賠償法に基づき安全配慮義務違反を問うような損害賠償請求であり，加害児童生徒側に対しては，民法709条以下に定められている不法行為を問うような損害賠償請求訴訟である。

学校等で児童生徒に生ずる危険は，児童生徒による「加害行為」に加え，学校・教師の安全配慮義務違反による「事故，災害等」が現存する。「学校・教師が事態を予見ししっかり安全管理をしておけば事故は避けられた」というような事例である。表1は，主に教師の安全配慮義務違反で事故や災害で児童生徒が被害となった裁判事例と題材名一覧である。理科の実験中の事故や，水泳学習中の事故，転落事故，熱中症，アレルギーショック，津波被害など様態も様々で，授業中や校外学習，部活動など場面も多岐にわたって現存し，教材化が可能である。児童生徒が教師の安全配慮義務の具体的な内容を理解する必要があるのだろうか。それは，裁判所が判断する教師の配慮義務の内容には，危険防止の具体的な視点が示されており，児童生徒にとっても危険を知覚・発見する際の視点となるからである。学校内の起こりうる多様な危険について，教師と児童生徒が共に防止する視点を理解し，共有することで，より安全な生活の確保ができるのではないと思われる。

表2は「児童生徒の加害行為が原因の事故」の教材化を試みている裁判事例と題材名一覧である。自転車事故，ふざけ，けんか，情報ネットワークによる中傷，廊下での追いかけっこ，いじめなど行為も様々で，学校内外問わず，児童生徒の身近に起こりうる加害事故の裁判事例が現存し，教材化が可能である。児童生徒が，日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因として，児童生徒間同士のトラブルによるものが多く見られる。それは，不注意によるものやいたずら程度のもの，故意による悪質なものなどである。

そして，判決書には時系列であたかも物語のように，事故の態様（原因や結果等）が示されている。それは，児童生徒にとってはフィクションではなく，現実味を帯びた実際に起こるような事例である。これらを教材化することで身近な事例を通して，具体的に事故の内容や原因，最悪の結果や安全確保の方法等が理解できるのではないと思われる。

このように，裁判事例の判決書は，実際に学校内外で起きた事故であり，多岐にわたる危険を想定するときに，多様な過去の事故事例として活用できる可能性があるが，誘拐や不審者による傷害など，犯罪に対する適切な行動の仕方の理解や，火山活動による災害発生時の危険の理解などにつながる事例は教材化できていない。

表1 事故や災害で被害となった判決書教材一覧

	No.	題材名	教材に現れる被害	判決年月日及び裁判所	出典
自分の身を守るために －先生のミスと自分のミスで事故は起きる－	1	校外学習での事故を防ぐために	教師指示に反して，複数で岩場に赴き，滑り落ちる。	昭和61年12月25日 浦和地裁	判例時報1252号87頁
	2	冒険心や仲間意識で危険な場所で遊んだ結果	危険な場所である校舎の屋上で遊び，転落する。	昭和52年6月22日 広島地裁	判例時報873号79頁
	3	身を守るための道具を着用しなかった結果	ソフトボールで防護マスクを着用せずボールが眼に当たる。	平成4年4月22日 浦和地裁	判例時報1449号123頁
	4	安全のルールと決まった手順を守らなかった結果	野球部の練習で，手順や準備を怠りボールが眼に当たる。	平成25年9月6日 横浜地裁	裁判所判例情報 ウェブサイト掲載
自分の身を守るために －先生のミスで事故は起きる－	5	熱中症から命を守るために －部活動でのハードな練習－	夏休み中の30分間走・40mダッシュなどハードな練習の中，熱中症で倒れる。	平成19年9月26日 名古屋地裁第一宮支部	判例時報1997号98頁
	6	プールは危険：いつおぼれるかわからない	大勢の人数の中，泳ぎの練習中におぼれる。	平成18年7月27日 福岡高裁	裁判所判例情報 ウェブサイト掲載
	7	体育の授業では自分に合った技に挑戦	体育の苦手な子が高度な技に挑戦して傷害を負う。	平成元年1月23日 鹿児島地裁	判例タイムズ693号169頁
	8	教室には危険がいっぱい －足下に気を付けて－	ガストープのゴムホースに足を取られて熱傷を負う。	平成6年4月18日 京都地裁	判例時報1549号90頁
	9	理科の実験中，指導する先生がいなくなったら	実験中教師が，教室を離れたときに火傷を負う。	平成2年11月9日 熊本地裁	判例時報1377号113頁
	10	アレルギーショックから命を守るために	アレルギーが出て，一人で下校中に喘息発作で死亡する。	平成4年年3月30日 札幌地裁	判例時報1433号124頁
自然災害による事故被害を防ぐ	11	地震津波災害の時に引き渡しはどうすべきか	地震で責任者ではない人に引き渡し，津波被害に遭う。	平成29年4月27日 仙台高裁	判例地方自治431号43頁
	12	大きな地震が起こったとき，自分の身を守るためにどうすればよいか	地震後，避難場所や時刻の判断を誤り，津波の被害で死亡する。	平成30年4月26日 仙台高裁	裁判所判例情報 ウェブサイト掲載
	13	なぜ5人の命は失われたのか。その原因と責任について教訓を学ぶ	地震後に幼稚園の送迎バスで，避難経路を誤り，津波被害で死亡する。	平成25年9月17日 仙台地裁	裁判所判例情報 ウェブサイト掲載
	14	落雷から命を守るために	サッカー大会の試合中落雷に遭い，重度の障害を負う。	平成20年9月17日 高松高裁	判例タイムズ1280号72頁

表2 児童生徒の加害行為が原因の事故に関する判決書教材一覧

	No.	題材名	教材に現れる行為	判決年月日及び裁判所	出典
不注意による事故を防ぐ	1	自転車に乗る人の責任ってどんなこと	交差点で前方注視をせず、歩行者にぶつかる行為	平成5年12月7日 大阪地裁	交通事故民事裁判例集26巻6号1490頁
			歩道上を自転車で通行中、人を転倒させる行為	平成7年12月19日 東京地裁	交通事故民事裁判例集28巻6号1773頁
			携帯電話の操作に夢中になっていた人にぶつかる行為	平成26年1月15日 福岡地裁	裁判所判例情報 ウェブサイト掲載
	2	あつかい方によって危険な学習用具	はさみを持って歩き回り人の目に当てる行為	平成5年3月4日 宇都宮地裁	判例時報1469号130頁
	3	友達に頼まれて危険な物を投げ返したら	友達に頼まれて危険な物を投げ返す行為	昭和58年12月12日 東京地裁	判例時報1128号71頁
	4	廊下で追いかけてこの末に	ろうかで追いかけてこをして急にドアを閉める行為	昭和40年9月9日 東京地裁	判例時報429号26頁
6	子どもにもある周りに注意して行動する義務	駅の階段で走って人にぶつかる行為	平成4年5月29日 東京地裁	判例時報1446号92頁	
		キャッチボールをして、周りの人にぶつける行為	平成17年2月17日 仙台地裁	判例時報1897号52頁	
		休み時間の遊びの中体育館(狭い空間)で人にぶつかる行為	平成15年11月4日 甲府地裁	判例タイムズ1162号238頁	
相手へのいたずらや嫌がらせ的な事故を防ぐ	7	たった1回後頭部を殴っただけで	ふざけ半分で後ろから友達の後頭部を殴る行為	昭和60年5月31日 東京地裁	判例タイムズ577号60頁
	8	友達の身体へのふざけ行為の結果	ふざけて友達の腕を振り回し、転倒させる行為	平成60年2月25日 長野地裁 昭和61年11月25日 東京高裁	判例タイムズ554号262頁 判例地方自治47号38頁
	9	授業中友達への嫌がらせ行為の結果	隣の人と物の取り合い中鉛筆を振り上げる行為	平成24年11月16日 千葉地裁	裁判所判例情報 ウェブサイト掲載
	10	授業中の友達へのちょっかいを出した結果	友達に鉛筆でちょっかいを出し目を突く行為	昭和51年9月30日 神戸地裁	判例時報856号73頁
	11	冗談のつもりで友達に強要した結果	ひさしから下への飛び降り強要する行為	平成30年3月28日 東京高裁	D1-Law.com判例体系
	12	ネットの中でのトラブルを防ぐために	ネットで人をばかにする行為	平成20年5月23日 大阪地裁	裁判所判例情報 ウェブサイト掲載
暴力行為による事故を防ぐ	13	悪口を言われ仕返しをした結果	悪口の仕返しに、何気なく足をかけて転倒させる行為	平成5年7月20日 東京地裁	判例タイムズ835号223頁
	14	攻撃的な嫌がらせ行為の結果	ほうきで相手を殴ったり投げたりする行為	平成20年7月31日 仙台地裁	判例時報2028号90頁
	15	売られたけんかですら相手殴った結果	先に決闘しようといわれ、相手を殴り返す行為	昭和50年3月3日 大阪地裁	判例時報781号93頁
	16	友達とのじゃれあいでエスカレートした結果	プロレスごっこ延長から本気で相手を殴る行為	平成6年4月28日 大分地裁	判例地方自治127号52頁
いじめを防ぐ	17	無視・仲間はずれ・村八分を続けた結果	無視・仲間はずれの積み重ねによる心理的いじめ行為	平成6年5月20日 東京高裁	判例時報1495号42頁 判例タイムズ847号69頁
	18	穏やかな言葉環境の大切さ	「キモイ」という悪口が暴行や脅迫を含む深刻ないじめへ	平成17年2月22日 京都地裁	判例時報1915号122頁
	19	暴行・恐喝のいじめを防止・抑止する	暴行・傷害・恐喝などの身体的いじめ行為	平成2年12月26日 福島地裁いわき支部	判例時報1372号27頁、判例タイムズ746号116頁
	20	給食時の仲間はずれと悪口が続くと...	悪口・なかまはずれのいじめ行為	平成26年3月14日 前橋地裁	裁判所判例情報
	21	物理的いじめの防止・抑止を目指す	机への落書き、教科書隠し、チョークの粉つけなどの物理的いじめ行為	平成13年1月15日 横浜地裁 平成14年1月31日 東京高裁	判例時報1773号3頁、判例タイムズ1084号103頁
	22	いじめとふざけの違いってどんなこと	共同不法行為といじめの集積行為	平成13年1月24日 千葉地裁 平成13年12月20日 東京高裁	判例地方自治216号62頁
	23	性的嫌がらせによる精神的後遺障害を防ぐ	同じ寮内での部活動先輩による性的嫌がらせ行為	平成18年7月10日 神戸地裁姫路支部	判例タイムズ1257号209頁
	24	特別支援を必要とする子へのいじめを防ぐ	情緒障がい、知的障がいのある生徒に對してのいじめ行為	平成9年4月23日 大阪地裁	判例時報1630号84頁
	25	いじめによる精神的被害の深刻さを学ぶ	文房具の破壊行為や暴行、恐喝、悪口によって統合失調症という精神的被害	平成19年5月24日 広島地裁	裁判所判例情報 ウェブサイト掲載

また、この教材一覧表は、小学校4年生から中学生を対象として作成したものであるが、系統性は考慮していない。授業者が「～事故を防ぐ授業を構築する」という目的に答えられるような分類表である。例えば、学校行事前や水泳学習前など事前指導への活用や、暴力的行動を慎ませるなど学級のルールづくり等に活用できるようにしている。

#### 4.2 安全教育に関する実際の教材例

このような裁判事例を教材として開発したのが、表3に示す判決書教材例「熱中症から命を守るために一部活動でのハードな練習」である。もとにした裁判事例は、名古屋地裁判一宮支部判決（平成19年9月26日、判例時報1997号）で、「争いのない事実・認定事実」「裁判所の判断」の判示について、趣旨を変えない範囲で、児童生徒の発達段階に合った平易な言葉と場面で、プライバシーが特定されないよう物語風教材として作成した。その際、地名や個人名等、特定できる事柄については仮名を使っている。本教材を例に、安全教育の教材開発の意図について、育成が期待される資質・能力（12観点）と関連させながら検討を加えていく。

まず、教材の構成について検討する。ほとんどの教材が、1時間（45分～50分）の授業で活用することを想定し、【過去の経験の想起】→【事故の経緯や被害状況の把握】→【安全上の問題点と責任の所在の指摘】→【裁判所の判断の確認】→【安全管理や危険予防のポイントの確認】→【感想や意見】で構成している。

【過去の経験の想起】は、本時で学習する事例についてこれまでの経験を問いかけている。誰でも起こりうる身近な事例であることを確認するとともに、本時の課題解決に向け、問題意識をもち自分のこととして主体的に取り組むことをねらいとしている。安全教育で育成する資質・能力の「⑧安全に関する様々な課題への関心」との関連である。

【事故の経緯や被害状況の把握】では、裁判所が認定した事実をもとに、時系列で状況説明や会話文等を交えながら、臨場感あふれる表現を活用している。そして、結果としての傷害や重大な後遺障害、死亡の様子、また入院・治療など回復するまでの日数、被害者家族の関わりなど、被害の様子や最悪の事態、まわりへの影響を記載するようにしている。これらの情報の記載は、「①事故の状況や危険な行為の自他への影響等の知識」との関連を意図している。

【安全上の問題点と責任の所在の指摘】では、「事故の様子や経緯」から、児童生徒が、安全上の問題点や事故の原因、責任の所在等に関して、自分なりに指摘し、考えを記すよう構成している。本教材では、「安全に過ごすという意味で、何が問題だったと思うか。顧問や周りの人など多くの視点から考えてみよう。」と問いかけ、問題点や自分なりに考える対応策を記入できるようにしている。ここでは、「⑤危険の知覚・発見、結果を予測する思考力」「⑥安全な行動へ向けての的確な思考・判断、意思決定」との関連を意図している。

【裁判所の判断の確認】では、それぞれの裁判事例によって異なるが、加害児童生徒自身に対する法的責任、親権者に対する法的責任、学校・教師に対する法的責任、被害者の過失相殺として、因果関係や予見可能性、責任弁識能力、事理弁識能力などについて、裁判所が判示したことを児童生徒にわかりやすく説明するような文章構成にしている。例えば、権利侵害や違法行為の有無、児童生徒自身の危険を予見して回避する具体的注意義務、学校・教師の児童生徒の安全を守るために危険を予見して回避する具体的注意義務、親権者の監督義務などである。

本教材では、教師の安全注意義務として、「夏期の部活動で顧問が、熱中症を予防する義務を果たしていたかどうかは、〈1〉部活動が行われた日の環境はどうか。〈2〉暑さに少しずつならしていたかどうか。〈3〉環境にあわせて練習内容や量はどうか。〈4〉休憩や給水はどれぐらいとっていたか。〈5〉生徒の体力差、体格差、性格等を考えていたか。という面で判断すべきである。」という判示を記載している。これらは、教師の安全配慮義務に関する判示ではあるが、児童生徒にとっては熱中症予防の対策に向けて有益な情報である。また、判決書には、仙台地裁判決（平成17年2月17日：判例時報1897号）で「小学校4年のAらは、当時の公園の状況でキャッチボールをすれば、ボールがそれで他人にあたるのが十分に予見でき、軟式野球ボールが他人に当たった場合に、打撃部位によっては他人に傷害を与え、さらには死亡するに至らせることも予見しえたというべきであるから、Aらは、かかる危険な状況でのキャッチボールを避けるべき注意義務があったのに、漫然とこれを行った過失があるといわざるをえない。」と判示しているように、児童生徒自身の、危険を回避する義務に関する情報が示されているものもある。さらに、児童生徒の安全を守るために、教師の安全注意義務による具体的な対策だけでなく、親権者の日常的具体的な指導の必要性についての情報も示されているものもある。このような情報を教材化することは、安全教育で育成する資質・能力の「②事故の原因及び防止方法の知識や技能」「③安全規則や教師及び保護者の指導の意義についての理解」「④安全に関する権利や義務、自己管理・責任についての知識」「⑥安全な行動へ向けての的確な思考・判断、意思決定」との関連が図れるのではないかとと思われる。

【安全管理や危険予防のポイントの確認】では、児童生徒にとって、事故防止方法の理解や危険回避の考え方等につながるよう、本事例での裁判所の判断を今後活用できるように、ポイントをコンパクトにまとめたものを記載するようにしている。

表3 判決書教材例「熱中症から命を守るために一部活動でのハードな練習一」

教材の実際	作成の意図																		
<p>みなさんはこれまでに、自分や身近な人が、熱中症になった経験はないですか。熱中症は、気温や湿度が高い環境のもと、体の中でたくさんの熱を作るような運動などをしたときに発症し、体温を保つための体のバランス機能が失われる病気です。具体的には、両手や両足、腹筋などに痛みをともなったけいれん、めまい感、疲労感、頭痛、失神、はき気、嘔吐などのいくつかの症状が重なり合っ</p> <p>て生じ、あやまった判断や処置が遅れると、意識障害、おかしな言動や行動、ショック症状など、重症化し、死にいたる危険性があります。</p> <p>今後、スポーツの練習などで、熱中症になる可能性はあります。熱中症を防ぐために、どんな心がけが大切なのでしょう。</p>	<p><b>【過去の経験の想起】</b></p> <p>○ 本時で学習する事例について、これまでの経験を問いかけている。誰でも起こりうる身近な事例であることを確認する。</p>																		
<p><b>1 事故の様子</b></p> <p>中学2年の一郎は、夏休み期間中の7月末、西中学校グラウンドで行われた男子ハンドボール部と女子ハンドボール部の合同の夏期練習に参加した。ハンドボール部では、1学期の4月から7月までは、授業が終わった放課後の時間帯を中心に練習が行われていた。夏期練習の主な目的は、体力づくりであり、練習時間帯は午前から昼まで、4月から7月までの練習内容とは違っていた。</p> <p>その練習に参加したのは男子が18名、女子が14名であった。</p> <p>この日の気象状況は右のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="767 562 1129 734"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th>気温 (°C)</th> <th>湿度 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8:00</td> <td>27.3</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>9:00</td> <td>29.6</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td>31.3</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>11:00</td> <td>31.9</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>12:00</td> <td>31.5</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <p>部活動は、午前8時30分ころに開始され、木村先生は、部員らに対し、人数確認をした上で、体調が悪い者がいるかどうか確認した。すると、だれも申し出る者がいなかったため、午前8時40分ころ、ランニングをするように指示した。ランニングは、男子は外周380メートルのグラウンドを合計8周した。</p> <p>ランニング終了後、ウォーキングフットワーク、各種フットワークステップ、追加フットワークステップの順番で行われた。そして、気温が31℃をこえた午前10時以降には30分間走、40メートルダッシュの順番で練習が行われた。それぞれの練習についての所要時間は、だいたい20ないし30分間ずつ行われ、練習の合間には、5～10分、あるいは、20分程度の休憩がとられた。休憩の際には、木村先生は、生徒らに水分を補給するように指示をした。</p> <p>ところで、30分間走が始まる前に、1年男子のまさひろと1年女子の花子が、自分から申し出て、30分間走に参加しなかった。また、1年男子のしんごは、30分間走の開始前に腹痛をうたえてトイレに行き、開始から25分後にもどってきて、最後の5分間ほど参加した。さらに、2年男子のたくやが10分間ほど走ったところで走るのを止めて、休憩して水を飲んで、最後の1周だけ30分間走にもどった。また、1年生女子のちえみが、15分間ほど走ったところで走るのを中止し、休憩して給水し、その後、10分間ほど参加した。</p> <p>その後、40メートルダッシュの練習があったが、1年女子のはるなが、体調不良により参加せずに早退した。また、2年男子の五郎が6本目に入ったところでやめて休憩をとった。</p> <p>このような状況の中、40メートルダッシュの7本目のとき、一郎の様子がおかしいことに気付いて、木村先生が、一郎に対して休憩をとるように指示した。一郎は、歩いてゴール後ろのしばふのところへ行行って、ドスンといった音を立てて、しりもちをつくようにこしをおろした。それを見ていた田中先生は、様子がおかしいことに気付いて、一郎のところに行き、お茶を飲ませようとして、水筒はどこにあるのかをたずねた。すると、ろれつが回っていませんでしたので、あわてて木村先生を呼んだ。そして、一郎の水筒が空だったので、他の部員の水筒を差し出し、飲ませようとしたが、一郎は水を飲めないぐらいの状況になっていた。一郎に「だいじょうぶか。」と声をかけたところ、一郎は「だいじょうぶです。」などと答えたが、その後ゆっくりと目を閉じてゆっくりとたおれていった。</p> <p>木村先生は、女子部員2名に対し、氷を持ってくるように指示した。午前11時50分ころ、田中先生が南先生に「たんかと病院。」とさけんだので、南先生が市民病院に電話をかけた。この間、先生たちと3年生の2人で、氷で冷やしたり、うちわであおいだりしながら、一郎を保健室にたんかて運んだ。そして、後頭部や首筋、両脇股関節部分に氷をあて、うちわであおぎながら運び、午後0時3分ころに市民病院に到着し、診察を受け、入院することになった。その後、けん命の治療をしたが、一郎は、8月末、死亡した。</p> <p>※ 一郎のこと：健康診断では、肥満体型と診断されたが、他は特に問題がなかった。 性格は、おとなしく、まじめであった。</p>	時刻	気温 (°C)	湿度 (%)	8:00	27.3	72	9:00	29.6	61	10:00	31.3	59	11:00	31.9	50	12:00	31.5	58	<p>◇ 「⑧安全に関する様々な課題への関心」との関連</p> <p><b>【事故の経緯や被害状況の把握】</b></p> <p>○ 裁判所の認定事実をもとに、時系列で状況説明や会話文等を交えながら臨場感あふれる表現を活用する。</p> <p>○ 結果としての傷害や重大な後遺障害、死亡の様子、また入院・治療など回復するまでの日数、被害者家族の関わり等、被害の様子や最悪の事態、まわりへの影響を記載する。</p> <p>○ 事故の要因となる被害者の健康状態や性格、日頃の様子について情報を記載する。</p> <p>◇ 「①事故の状況や危険な行為の自他への影響等の知識」との関連</p> <p><b>【安全上の問題点と責任の所在の指摘】</b></p> <p>○ 児童生徒が安全上の問題点や事故の原因、責任の所在等に関して自分の考えを記入できるようにしている。</p>
時刻	気温 (°C)	湿度 (%)																	
8:00	27.3	72																	
9:00	29.6	61																	
10:00	31.3	59																	
11:00	31.9	50																	
12:00	31.5	58																	
<p>◎ 安全に過ごすという意味で、この夏期練習では何が問題だったと思いますか。顧問の先生や周りの人など多くの視点から考えてみましょう。</p> <p>※ 誰がどうすれば被害生徒は助かったのでしょうか。特に、顧問の先生には部員たちの生命や体に対する危険を予防すべき責任があります。どんなことが問題でしょうか。</p>	<p>◇ 「⑤危険の知覚・発見、結果を予測する思考力」「⑥安全な行動へ向けての的確な思考・判断、意思決定」との関連</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>誰が</th> <th>問題点は何か。どうすればよかったのか。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	誰が	問題点は何か。どうすればよかったのか。																	
誰が	問題点は何か。どうすればよかったのか。																		

2 安全上、どんな問題点があったの？裁判所の判断

この事故当時、部活動顧問は、部員が熱中症にならないように防止すべき義務を負い、また、熱中症になった場合には、応急処置を行う、救急車を呼ぶなど適切な対応をとるべき義務を負っていた。

そして、夏期の部活動で顧問が、熱中症を予防する義務を果たしていたかどうかは、

- 〈1〉部活動が行われた日の環境はどうか。
- 〈2〉暑さに少しずつならしていたかどうか。
- 〈3〉環境にあわせて練習内容や量はどうか。
- 〈4〉休憩や給水はどれぐらいとっていたか。
- 〈5〉生徒の体力差、体格差、性格等を考えていたか。という面で判断すべきである。

持久走やダッシュが熱中症の原因となることが多い。これらは、熱の発生が大きい運動であり、熱の発生が増えると、熱が体から逃げなくなり、様々な症状が表れる。

この練習では、気温が午前10時の段階ですでに31.3℃になって、その後も気温は上昇していたにもかかわらず、木村先生らは部員らに対して、午前8時40分ころから、グラウンドランニング8周・フットワークステップといった、それ自体熱の発生が大きい運動を行わせた。さらに気温が31℃をこえた午前10時以降には、直接日光が当たるグラウンドで、30分間走・40メートルダッシュといった熱の発生が大きい運動を部員にさせた。これらの練習は、当日の環境条件から考えると、問題があったといえる。

でも、31℃以上の暑さの中のはげしい運動であっても、暑さへのならし方、休憩のとり方、水分補給、運動に参加している者の個人条件などを十分に考えれば、予防することはできる。その視点で見ると、

まず、暑さに少しずつならしていたかどうかで見ると、この練習は、主な目的を体力づくりとした夏期練習の2日目であり、実際にこれまで4月から7月までの練習と内容がちがっていた。練習時間帯も1学期が夕方中心であったのに対し、夏期練習は気温の上がる午前から昼までであった。特に、夏休みに入ってから練習が少ない期間があり、この夏期練習はその休み明けに行われた。1学期の練習から夏期練習への練習内容の変化は、より急激なものであったといえるので、暑さにならしていたとは認められない。

次に、顧問が、「生徒の体力差、体格差、性格等を考えていたか。」について検討する。

木村先生は、一郎が太っている体型ということは、健康診断票を見て知っていたので、一郎に対してトレーニングを軽くするか、あるいは、一郎を基準として全体の練習内容を定めるべきであった。さらに、熱の発生が大きい運動をさせるトレーニング中には、一郎にこまめに声をかけるなどして、その表情を観察し、より多くの休憩や給水を指示するなどの対応をすべきであった。しかし、木村先生たちが、そのようなことはまったくやらなかったため、体力差、体格差、性格等を考えた練習をしたとはいえない。

学校側は、「練習中、自由に休憩や給水をとることはできた。」「生徒から申し出れば問題はなかった。」「だから練習内容に問題があったとはいえない。」などと主張している。しかし、中学生は、自分の体調管理に対する能力が未熟である。そのことを考えると、体調管理を生徒に任せること自体に問題があるといえるし、性格によっては、教師に休憩や給水を申し出ることができない生徒もいる。特に、一郎はおとなしく、手ぬきをすることができないまじめな性格であったが、そのような性格を木村先生たちも分かっていた。このことを考えると、十分な予防をしていたとはいえない。

結局、学校側は、部活動中に予測される部員たちの生命・身体等に対する危険を予防すべき注意義務に違反したので、責任をとらないといけない。

顧問の先生には、みなさんの命を守る重大な責任があります。しかし、一人で管理するには、難しい面があります。みなさんの協力も必要です。熱中症を予防するには、「部活動が行われた日の暑さや湿度などの環境はどうか。」「その環境に合わせて、どんな練習内容や量にするか。」「暑さに少しずつならすにはどうするか。」「休憩や給水はどれぐらいとるか。」「生徒の体力差、体格差、性格はどうか。」などを考える必要があるのですね。スポーツの練習は、つついきつ練習になりがちなので、練習メニューを見て、危険な点を指摘できる目をもつことが大切ですね。

この学習を通して、どんなことを考えましたか。初めて知ったことやおどろいたこと、これまでの自分を振り返ってみるなど、感想を書きましょう。

また、この事例をふまえて、みなさんは、熱中症などの事故を防ぐために、どうしたらいいと考えますか。まずは、自分なりの考えを書きましょう。そして、グループや学級全体で意見を交換してみましょう。

＜次のようなことも考えてみよう。＞

- 先生に自分たちには無理だと思う練習メニューを提案されたら、あなたはどうか。
- 練習の途中で、無理だと思う状態になったら、あなたは、どうか。
- 友達の様子がおかしい。先生が気付いていないとき、まわりの友達はどうするか。
- 「人によって練習メニューを変える。」このことについてあなたは、どう思いますか。

＜感想＞

＜意見＞

【裁判所の判断の確認】

○ 学校・教師に対する法的責任や安全配慮義務だけでなく、加害児童生徒自身の法的責任や注意義務、親権者の法的責任や監督義務等についての判示をわかりやすく説明する。

○ 判示として、顧問教師の熱中症を予防する義務について5つの観点が示されているが、児童生徒にとっても熱中症予防には有益な情報となる。

◇「②事故の原因及び防止方法の知識や技能」

「③安全規則や教師及び保護者の指導の意義についての理解」「④安全に関する権利や義務、自己管理・責任についての知識」「⑥安全な行動へ向けての的確な思考・判断、意思決定」との関連

【安全管理や危険予防のポイントの確認】

○ 事故の防止方法の理解や危険回避の考え方等につながるよう、裁判所の判断を今後活用できるポイントとしてまとめている。

【感想や意見】

○ 振り返りの感想や安全に過ごすための考え、新たな学校内ルールを考えるなど自分なりの意見を記入する。

◇「⑨危険な環境の改善」「⑩安全活動への参画」「⑪望ましい安全習慣、態度」との関連



【感想や意見】では、まず、本時で学習した事故の内容や原因と結果、安全確保の方法等について初めて知ったことや驚いたこと、これまでの自分の行動を振り返るなど感想を記入させる。次に、本時の授業での学びを踏まえて、今後の安全に過ごすための考えや、場合によっては新たな学校内のルールを考えるなど、自分なりの意見を記入できるよう構成している。ここでは、「⑨危険な環境の改善」「⑩安全活動への参画」「⑪望ましい安全習慣、態度」との関連を意図している。

### 4.3 判決書教材の特長を活かした安全教育の授業プログラム

このような判決書教材を活用し、児童生徒が主体的な学習活動に取り組めるよう開発した安全教育の授業プログラムが図1である。判決書教材「熱中症から命を守るために」を例に、問いや活動を具体的に設定しながら、授業プログラムを検討していく。

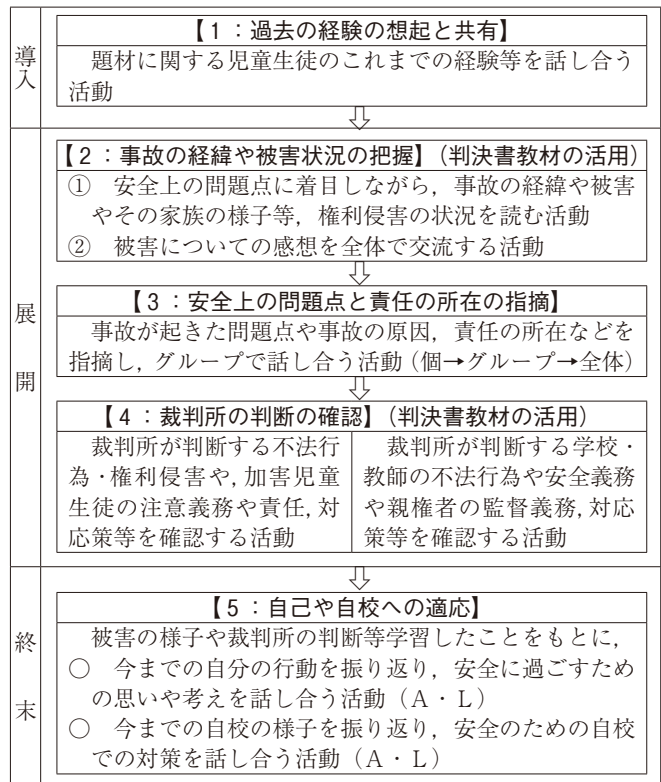
主な学習活動は、【1：過去の経験の想起と共有】→【2：事故の経緯や被害状況の把握】→【3：安全上の問題点と責任の所在の指摘】→【4：裁判所の判断の確認】→【5：自己や自校への適応】という過程で、問題解決的な学習を基本としている。

導入では、【1：過去の経験の想起と共有】として、テーマに関する児童生徒の経験等を話し合う。本教材では、「体育の時間や部活動、休み時間などで、熱中症かと思った経験は、ありませんか。また、友達になったという経験はありませんか。その時どうしましたか。」などの問いである。そして、「熱中症による事故を防ぐには、どうしたらよいか。」というテーマを設定する。

展開では、次のような活動を設定する。【2：事故の経緯や被害状況の把握】として、①判決書教材を使って、安全上の問題点に着目しながら（アンダーラインを引く）、事故の経緯や被害、被害者の家族の様子等、権利侵害の状況について読む。②被害についての感想を全体で交流する。ここでは、暑い中の部活動練習で、多くの人がリタイアする中、まじめな性格の生徒ががんばって、熱中症で死に至った状況について児童生徒に理解させたい。次に、【3：安全上の問題と責任の所在の指摘】として、まず、個人で安全上の問題点や事故の原因、責任の所在について考える。ここでは、「安全に過ごすという面でこの夏期練習では、何が問題だったと思うか。」「誰がどうすれば被害者は助かったのか。」「どうしてこのような悲しい事故が起きてしまったのだろうか。」などの問いが考えられる。次に、多様な見方・考え方に触れる趣旨で、グループで安全上の問題点や責任の所在、その理由について意見交換をする（アクティブ・ラーニング）。その後、学級全体で意見交換をする。【4：裁判所の判断の確認】として、判決書教材を使い、全体で、裁判所が判断した不法行為・権利侵害の有無や、加害児童側の注意義務や責任、学校・教師の安全配慮義務や保護者の監督義務などについての判示を確認し、安全上の問題点や様々な視点から事故を防ぐ方法、考え方等について話し合う。

終末では、安全管理や危険予防のポイントを確認し、【5：自己や自校への適応】として、授業で分かったことや自分を振り返っての感想、今後へ向けての意見交換をする（アクティブ・ラーニング）。ここでは、「今までの自分の行動は、この事例と照らしてどうだったか。」「自分たちには無理だなと思う練習メニューを先生に提案されたら、どうするか。」「練習の途中で、無理だなと思う状態になったら、どうするか。」「友達の様子がおかしい。教師が気付いていないとき、まわりの友達はどうするか。」など事故防止に向けて具体的な問いを設定し、アクティブ・ラーニングで多様な意見を交換させながら、思考・判断、意思決定させる活動を設定することが大切である。

このように、児童生徒は、過去に実際に起きた事例である判決書教材を通して、安全上の問題点や様々な原因が重なり合って、不幸にも事故が起きてしまうことを臨場感を持ちながら理解し、主体的に事故防止に向けて具体的な対応策を考えるのではないと思われる。また、判決書教材で民事訴訟裁判で問われる予見可能性という法的な考え方を学ぶことは、安全教育で目指す危険回避能力の育成と関連があるものと考えられる。



【図1：授業プログラム】

## 5 おわりに

本研究では、児童生徒が多岐にわたる危険を想定し、それらを回避できる資質・能力を育成する安全教育を構築するために、過去の事例である民事訴訟裁判例における判決書を教材化し、その教材を活用した授業プログラムを開発した。

具体的には、学校保健安全法に掲げている「事故、加害行為、災害等」に関する内容で、児童生徒が被害者となる事故だけでなく、加害行為に関する内容を想定した教材開発が可能となった。まず、教師の安全注意義務違反を問う、児童生徒が被害となった裁判事例をもとに教材化した結果、理科の実験中の事故や、水泳学習中の事故、転落事故、熱中症、アレルギーショック、津波被害など様態も多岐にわたっていた。次に、加害児童生徒側の加害責任を問う裁判事例をもとに教材化した結果、自転車事故、情報ネットワークによる中傷、いたずら、暴力、いじめなど行為も多岐にわたっていた。しかし、誘拐や不審者による傷害など犯罪に関する事例や、火山活動による災害事例などの事例は教材化できていない。また、これらは、授業中や校外学習、部活動など場面も様々であり、系統性は考慮していないが、授業者が「～事故を防ぐ授業を構築する」という目的に答えられるような教材として活用できるようにしている。

安全教育のプログラムとしては、過去の具体的な事故事例から教訓を得る学びで、【1：過去の経験の想起と共有】→【2：事故の経緯や被害状況の把握】→【3：安全上の問題と責任の所在の指摘】→【4：裁判所の判断の確認】→【5：自己や自校への適応】という過程で、問題解決的な学習を基本とし、アクティブ・ラーニングを通して、安全上の問題点を指摘し、危険回避について今後の生活に活かせるような意思決定の場を組み込んだ授業プログラムを開発した。

今後は、さらに裁判事例を検討し、教材化を図るとともに、すでに実施している小・中学校での授業実践と分析を通して、判決書教材や授業プログラムの有用性を検証していきたい。

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター『学校の管理下の災害 [平成30年版]』, 2018
- (2) 文部科学省『学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』, 2010
- (3) 原洋子, 渡邊正樹「小学生の危険予測・回避能力を育成する安全教育の授業開発」『東京学芸大学紀要 芸術・スポーツ科学系』61, 2009, pp.147-161
- (4) 堀井雅道「子どもの主体性尊重と学校の防災－東日本大震災に学ぶ『学校安全』の視点」喜多明人・浅見洋子編『みんなの学校安全』エイデル研究所, 2016, pp.106-118
- (5) 関根祐一・高岡元信・井筒次郎・本間啓二・吉田螢一郎「1単位時間および短時間での安全指導プログラムの開発に関する実践研究」日本安全教育学会編『安全教育学研究』6-1, 2006, pp.46-72
- (6) 柿原聖治・高原芳明「小学校理科における安全学習の在り方－危険予測, 回避を育てる教材の開発－」『岡山大学教育学部研究集録』135, 2009, pp.65-69
- (7) 渡邊正樹『ワークシートで身につける!子どもの危険予測・回避能力』公文書院, 2007
- (8) 戸田芳雄編『学校・子どもの安全と危機管理 (第2版)』少年写真新聞社, 2017や「学校における安全教育充実の方向性について－我が国の学校安全行政の動向等を踏まえて－」『安全教育学研究』15-1, 2015, pp.3-19など
- (9) 前掲「子どもの主体性尊重と学校の防災－東日本大震災に学ぶ『学校安全』の視点」
- (10) 坂田仰「学校安全」若井彌一監修『2019必携 教職六法』協同出版, 2018, pp.831-834
- (11) 渡邊正樹「中学校における事故防止の留意点」独立行政法人日本スポーツ振興センター『学校の管理下の災害 [平成30年版]』2018, pp.98-116
- (12) 藤井真美・松岡弘・渡邊正樹・本間啓二・石井征之・志野治子・西川路由紀子・西村明美・藤谷和史・米山和道「安全能力の概念とその構造に関する研究」『安全教育学研究』2-1, 2002, pp.35-41。また、近年、自転車事故を起こすことによる加害責任について中学校保健体育の教科書に記述されるようになった。
- (13) 新福悦郎『いじめ問題関係判決書の教材開発といじめ授業』専修大学出版局, 2018
- (14) 蜂須賀洋一「法規範学習としての生徒指導の在り方に関する実践的研究」『学校教育研究』21, 2006, pp.217-228
- (15) 蜂須賀洋一「学校事故裁判事例を活用した安全教育の実践的研究1」『上越教育大学研究紀要』38-2, 2019, pp.321-331
- (16) 蜂須賀洋一「学校事故裁判事例を活用した安全教育の実践的研究2」『上越教育大学研究紀要』39-1, 2019, pp.64-74
- (17) 新福悦郎「教員養成における防災教育の学習内容・方法についての研究－判決書教材を活用した授業についての感想文分析から－」『石巻専修大学研究紀要』28, 2017, pp.63-70
- (18) 藤井真美, 松岡弘, 渡邊正樹, 本間啓二, 石井征之, 志野治子, 西川路由紀子, 西村明美, 藤谷和史, 米山和道「安全能力の概念とその構造に関する研究」日本安全教育学会編『安全教育学研究』2-1, 2002, pp.35-41
- (19) 前掲「小学生の危険予測・回避能力を育成する安全教育の授業開発」
- (20) 前掲「学校事故裁判事例を活用した安全教育の実践的研究2」

# Development of Teaching Materials and the Lesson Program on Safety Education by Utilizing Judgment Documents materials.

Yoichi HACHISUGA\* · Etsuro SHINPUKU\*\*

## ABSTRACT

In order to practice a safety education program to promote the competence of risk prediction and avoidance, I developed teaching materials by utilizing Judgment documents materials. And I developed a lesson program using the teaching materials. It is related to “accidents, acts of harm, and disasters” indicated on the School Health and Safety Law. First of all, I developed teaching materials to prevent accidents in which students suffer damage. Next, I developed teaching materials to prevent accidents in which students hurt others. For example, It is a bicycle accident and harassment by information network and mischief and harassment and bullying. And I developed a lesson program that students can learn independently using past cases. It is a lesson where students can independently point out safety issues. And It is a lesson where students actively think and discuss about how to avoid danger.

---

\* School Education \*\* Ishinomaki Senshu University